

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士宮市長

## 公表日

令和4年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	・健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 訪問指導 4. 歯周疾患検診 5. 骨粗しょう予防検診 6. 肝炎ウイルス検査 7. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 8. 各種がん検診 ・番号法別表第2に基づき、情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
各種健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の76の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部健康増進課 〒418-8601 富士宮市宮原12番地の1 電話番号:0544-22-2727
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 〒418-8601 富士宮市宮原12番地の1 電話番号:0544-22-2727

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月6日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長	健康増進課長 花倉渉淳	健康増進課長 市川彰子	事後	
平成28年8月6日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月30日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成28年8月6日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月30日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	健康増進課長 市川彰子	健康増進課長	事後	
平成30年8月24日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務③システムの 名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統 合宛名システム)	健康管理システム	事後	
令和3年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	①がん等の検診対象者の把握及び確認、検診結果の管理、結果に基づく指導を行う。②心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。③療養上の保健指導が必要な人と、その家族に対して、訪問して指導を行う。	・健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 訪問指導 4. 歯周疾患検診 5. 骨粗しょう予防検診 6. 肝炎ウイルス検査 7. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 8. 各種がん検診 ・番号法別表第2に基づき、情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。	事後	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和4年3月1日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム	1. 健康管理システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	事後	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和4年3月1日	I 2. 特定個人情報 ファイル名	歯科検診テーブル、骨粗鬆症検診テーブル、肝炎ウイルス検診テーブル、一般健康診査テーブル、胃がん検診テーブル、肺がん結核検診テーブル、大腸がん検診テーブル、子宮がん検診テーブル、乳がん検診テーブル、前立腺がん検診テーブル、保健指導実施テーブル	各種健康管理情報ファイル	事後	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和4年3月1日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	[ 実施しない ]	[ 実施する ]	事後	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	記載事項なし	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条(情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条	事後	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和4年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和4年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和4年3月1日	IV 6. 情報ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事後	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和4年3月1日	IV 6. 情報ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載事項なし	[ 十分である ]	事後	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。

